

平成十九年十一月十三日受領
答弁第一八四号

内閣衆質一六八第一八四号

平成十九年十一月十三日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出社会保険庁職員の賞与返還に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出社会保険庁職員の賞与返還に関する第三回質問に対する答弁書

一について

政府としては、御指摘の最終報告書（以下「最終報告書」という。）における指摘は、重要なものでありと認識しており、これを厳粛に受け止め、年金記録問題の解決及び社会保険庁改革の推進に政府を挙げて取り組んでまいりたいと考えている。

二について

最終報告書を踏まえると、年金記録問題の第一義的責任は、社会保険庁にあるものと認識している。

三について

歴代厚生労働事務次官等については、最終報告書において指摘されている責任の重さを十分認識し、率直な反省を行うべきであると考えており、寄附を行うか否かについても、最終報告書における指摘を踏まえて、それぞれの歴代厚生労働事務次官等が判断すべきものであると考えている。

四について

最終報告書において指摘されている歴代厚生大臣等の組織上の統括者としての責任についての対応は、

それぞれの歴代厚生大臣等が判断するものであると考えている。

五について

政府としては、最終報告書における指摘を踏まえると、社会保険庁における業務管理等に関する様々な問題に対する組織的な対策が長期間にわたって執られてこなかったことが、年金記録問題の原因であると考えており、お尋ねの調査を実施したとしても、特定の時期の特定の個人の責任を具体的に明らかにすることは困難であると考えている。

いずれにしても、最終報告書における指摘を厳粛に受け止め、年金記録問題の解決及び社会保険庁改革の推進に政府を挙げて取り組み、これを実現していくことが、国民に対して年金記録問題に係る責任を果たし、ひいては年金制度に対する国民の信頼を回復することにつながるものと考えている。